

議第19号

損害賠償の額の決定について

令和元年8月31日、高山市奥飛驒温泉郷平湯[REDACTED]付近で発生した水道管の漏水事故による駐車場の破損に関し、被害者へ次のとおり賠償金を支払うことについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び高山市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高山市条例第32号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

令和2年2月25日提出

高山市長 國島 芳明

記

損害賠償の相手方	損害賠償の額
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	2,776,517円